

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区鞍馬二ノ瀬町地内			
路線名又は河川名等				
工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 6月30日まで			
事業課（所）名	橋りょう健全推進課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	22.6
工場製作工	式	1	橋梁支承工	式	1
橋梁附属物工	式	1	橋梁補修工	式	1
鋼桁工	式	1	仮設工	式	1

施 工 理 由

本工事は、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、二の瀬橋（新二ノ瀬橋）において老朽化修繕を行うことにより、安全・安心な市民生活の実現に向けた道路ネットワークの確保を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回		円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回		円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地以外	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	12:橋梁保全工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－1	1.4
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－1	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

[illegible]

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
工場製作工	桁補強材製作工	製作加工	鋼材規格:SM400A		t	2,000,000	材料費	管理費区分5
橋梁支承工	新設支承設置	沓座工	チッピング [※] 、鉄筋組立、型枠設置、沓座モルタル打設含む		箇所	233,100	材工共	
橋梁支承工	新設支承設置	ゴム支承設置	DSF 220×320×88, 六角ボルト, ワッシャー含む		基	233,000	材工共	ゴム支承材料費 (管理費区分5)
橋梁支承工	新設支承設置	ゴム支承設置	DSF 220×320×88, 六角ボルト, ワッシャー含む	ゴム支承	基	56,400	材料費	ゴム支承材料費 (管理費区分5)
橋梁支承工	既設支承防食工	防食工	高機能長耐久性防食防水テープ [※] 、3種クレソ含む		m2	183,500	材工共	
橋梁付属物工	伸縮継手工	遊間充填			m	77,000	材工共	
橋梁付属物工	排水施設工	水切り設置工			m	2,150	材工共	
橋梁付属物工	排水施設工	排水管（直管）設置	管規格:鋼管(L=1.45m/箇所) 取付金具含む, アンカー・シール材含む, 足場の有無:有		箇所	81,380	材工共	
橋梁付属物工	排水施設工	排水管（曲管）設置	管規格:鋼管(L=1.55m/箇所) 取付金具含む, アンカー・シール材含む, 足場の有無:有		箇所	149,600	材工共	
橋梁補修工	断面修復工	左官工法	1構造物当り修復延べ体積:1.109m3, 材料種類:ポリアセメントモルタル, 鉄筋クレソ・鉄筋防錆処理:混在		構造物	3,302,000	材工共	
鋼桁工	鋼桁補修工	紫外線硬化型FRPシート設置 紫外線照射有り	規格・仕様:区分A(0.01m2以上0.07m2未満/枚)		m2	328,700	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
鋼桁工	鋼桁補修工	紫外線硬化型FRPシート設置 紫外線照射有り	規格・仕様：区分B(0.07m ² 以上0.15m ² 未満/ 枚)		m ²	194,500	材工共	
現場塗装工	橋梁塗装工 (RC-I 塗装系)	素地調整	循環式ブラスト工法, 現場制約有		m ²	13,800	施工費	
現場塗装工	橋梁塗装工 (RC-I 塗装系)	研削材及びケレンかす回収・積込 工	現場制約有		m ²	4,248	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材運搬	廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)		回	65,000	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)、鉛 溶出量：0.3mg/lを超え3.0mg/l以下		m ³	80,000	処分費	管理費区分 T
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	廃材種別：廃プラスチック		kg	55	処分費	管理費区分 T
仮設工	暴露対策工	鉛対応環境対策資機材 (参考数量)	負圧集塵機・エアージャワー・クリーンルーム・真空掃除機		構造物	1,232,000	材料費	
共通仮設費	安全費	鉛対応安全衛生保護具 (参考数量)			式	956,900	材料費	
共通仮設費	技術管理費	塗膜溶出試験費	試験項目：鉛・六価クロム, 検体数：1検体		式	16,000	調査費	管理費区分 9

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
工場製作工		式	1				
桁補強材製作工		式	1				
製作加工	鋼材規格:SM400A	t	0.11				
ボルト・ナット (S10T M22×70)	ボルトナット種類:T.C.B	組	32				
工場純工事費		式	1				
(工場製作原価)		式	1				
橋梁保全工事		式	1				
橋梁支承工		式	1				
新設支承設置		式	1				
沓座工	チッピング、鉄筋組立、型枠設置、沓座モルタル打設含む	箇所	2				
鋼桁孔明工 【40本/日】	材質:SS400,t≦30mm,水平及び下向き,極小規模	本	8				(概)
ゴム支承設置	DSF 220×320×88,六角ボルト,ワッシャー含む	基	2				ゴム支承材料費（ 管理費区分5）

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
支点上補剛材取付		式	1				
芯出し調整工	新設支承セットボルト分含む	組	2				(概)
鋼桁孔明工 【40本/日】	材質：SS400, t≦30mm, 水平及び下向き, 極小規模	本	32				(概)
補強部材取付工	1部材当たり平均重量：G≦20Kg	部材	8				(概)
高力ボルト本締工 【32本/日】	TCB M22×70 S10T, 極小規模	本	32				(概)
ピンテール仕上げ工	TCB M22×70 S10T, Dr<250本	本	32				(概)
既設支承防食工		式	1				
防食工	高機能長耐久性防食防水テープ, 3種ケレン含む	m2	2				
橋梁付属物工		式	1				
伸縮継手工		式	1				
遊間充填		m	12				
排水施設工		式	1				
水切り設置工		m	44				

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
排水管撤去	VP管	m	3				(概)
排水管(直管)設置	管規格:鋼管(L=1.45m/箇所) 取付金具含む,アンカー・シール材含む,足場の有無:有	箇所	2				
排水管(曲管)設置	管規格:鋼管(L=1.55m/箇所) 取付金具含む,アンカー・シール材含む,足場の有無:有	箇所	2				
コンクリートアンカーボルト設置	足場の有無:有	本	16				(概) 施工費のみ
橋梁補修工		式	1				
ひび割れ補修工		式	1				
充てん工法 (5.0mm以上)	1構造物当り補修延べ延長:20m未満,材料種類:ポリマーセメントモルタル	構造物	1				(概)
低圧注入工法 (0.2mm以上5.0mm未満)	1構造物当り補修延べ延長:25m未満,材料種類:エポキシ樹脂	構造物	1				(概)
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:1.109m3,材料種類:ポリマーセメントモルタル,鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理:混在	構造物	1				
橋台補修工		式	1				
コンクリート充填工	一般型枠,鉄筋・無筋構造物,コンクリート種別:18-8-25B,人力打設,一般養生,現場内小運搬:有	m3	0.1				(概)
鋼桁工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鋼桁補修工		式	1				
紫外線硬化型FRPシート設置 紫外線照射有り	規格・仕様：区分A(0.01m2以上0.07m2未満/枚)	m2	1.03				
紫外線硬化型FRPシート設置 紫外線照射有り	規格・仕様：区分B(0.07m2以上0.15m2未満/枚)	m2	0.62				
現場塗装工		式	1				
橋梁塗装工 (RC-I塗装系)		式	1				
素地調整	循環式プラスト工法, 現場制約有	m2	250				
研削材及びケレンかす回収・積込工	現場制約有	m2	250				
下塗	塗装種別:有機シンクリッチベイント(1層) スプレー, 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	250				(概)
下塗	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) スプレー, 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	250				(概)
中塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 濃彩, 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	250				(概)
上塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 濃彩, 塗装箇所:既設主桁等, 塗装回数:1回	m2	250				(概)
橋梁塗装工 (F-11塗装系)		式	1				
素地調整	継手部素地調整, 動力工具処理	m2	2				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下塗		塗装種別(継手下塗):ミストコート, 変性エポキシ樹脂塗装(1層), 塗装箇所:高力ボルト連結部, 塗装回数1回	m2	2				(概)
下塗		塗装種別(継手下塗):超厚膜エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層), 塗装箇所:高力ボルト連結部, 塗装回数1回	m2	2				(概)
中塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:高力ボルト連結部, 塗装回数1回	m2	2				(概)
上塗		塗装種別(新橋継手部現場塗装):ふっ素樹脂塗料, 濃彩, 塗装箇所:高力ボルト連結部, 塗装回数1回	m2	2				(概)
構造物撤去工			式	1				
運搬処理工			式	1				
廃材運搬		廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)	回	1				
廃材処分		廃材種別：ケレンかす(防護服及びシート含む)、鉛溶出量：0.3mg/lを超え3.0mg/l以下	m3	1				
廃プラスチック積込 (人力積込)		廃材種別：廃プラスチック	kg	20				(概)
廃プラスチック運搬 (人力積込)		廃材種別：廃プラスチック	kg	20				(概)
廃材処分		廃材種別：廃プラスチック	kg	20				
人力積込		土質等区分：コンクリート塊	m3	1				(概)
殻運搬 (人力積込)		殻種別：コンクリート（無筋）	m3	1				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				
仮設工		式	1				
水替工		式	1				
ポンプ排水 (参考数量)	排水量:0以上40(m3/h)未満,排水方法:作業時排水	日	1				(概)
足場工		式	1				
吊足場(TYPE:A3,B) (参考資料)	床面シート張防護工,両面朝顔,板張防護工,シート張防護,供用月数:2箇月,橋梁路面から足場材を搬入・搬出	m2	150				(概)
プラスト用養生シート工 (参考資料)	プラスト養生回数:1	m2	150				(概)
暴露対策工		式	1				
鉛対応環境対策資機材 (参考数量)	負圧集塵機・エアシャワー・クリーンルーム・真空掃除機	構造物	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	88				(概)
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 40.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
鉛対応安全衛生保護具 (参考数量)		式	1				内 1号
技術管理費		式	1				
塗膜溶出試験費	試験項目:鉛・六価クロム,検体数:1検体	式	1				内 2号 管理費区分9
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
（現場原価）		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	鉛対応安全衛生保護具 (参考数量)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 エコクリーン クールスーツ(上)		着	24				
材料費 エコクリーン クールスーツ(下)		着	24				
材料費 送風ユニット 接続器共		組	6				
材料費 定置式ろ過筒(4人用)ろ過フィルター含む		台	2				
材料費 エアラインホース φ9 L=20m		本	6				
材料費 エアラインホース φ19 L=25m 定置ろ過筒2組分		本	2				
材料費 防塵マスク		個	6				
材料費 防塵マスク用フィルター		個	36				
材料費 防護手袋		組	132				
材料費 防護長靴		組	6				
諸雑費(まるめ)		式	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	塗膜溶出試験費	試験項目:鉛・六価クロム, 検体数:1検体					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 塗膜溶出試験費（鉛・六価クロム）		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 二の瀬橋（新二ノ瀬橋）補修工事

工事場所 京都市左京区鞍馬二ノ瀬町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第4条（前払金）

- 1 前払金は各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）
- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。

支払限度額の割合

令和7年度 73.0%

令和8年度 27.0%

出来高予定額の割合

令和7年度 81.2%

令和8年度 18.8%

※各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事は、一級河川鞍馬川に架かる橋梁の補修を行うものであり、河川非出水期間（10/16～6/15）に工事が完了するよう、適切な工程管理を行う必要がある。そのため、工事着手前に監督職員へ実工程を提出し、了承を得てから施工すること。
- 2 建設産業による社会的貢献及び円滑な事業運営に向け、前払いの積極的な利用に努めること。
- 3 交通規制をする場合は、具体的な交通規制図を作成し、交通管理者及び地元関係者の理解を得ること。
- 4 工事着手にあたり事前に賀茂川漁業協同組合との協議を行い、理解を得たうえで、トラブルのないよう施工すること。
- 5 事前調査で実施した既存塗膜の有害物質含有試験により、鉛及び全クロムが塗膜に含まれていることが判明している。そのため、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日、厚生労働省よる通達）に係る「塗装の剥離等作業を請け負う事業者について」の記載事項を理解し、遵守すること。なお、PCBについては、基準値0.5 mg/kg以下であるため、PCB廃棄物に該当しない。
- 6 ケレンかす(防護服及び防護シート類等含む)に含まれる鉛の溶出量は、3.0mg/ℓ以下と想定しているが、溶出試験の結果に応じて処分費を設計変更の対象とする。
- 7 河川内にコンクリート等が落ちないように十分に注意すること。また、濁水を流さないように注意すること。

第2条（施工時間）

施工は原則昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工程）

本工事の施工に当たっては、下記の工程に関する条件等に留意すること。

- 1 河川内施工期間は河川非出水期間（10/16～6/15）を原則とする。本期間を超過する河川内施工（主桁下フランジより上は除く）については一切認めず、工期内で工事が完了しなかった場合、次期非出水期まで工期延期するか、または工期延期せずに工事内容の減額変更を行うものとする。

第4条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
二の瀬橋	1～4名（交代要員1名含む）	交通誘導警備員B 1～4名	昼間	有

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
新設支承設置	沓座工	沓座モルタル
		沓座補強筋 SD295A D10
	ゴム支承設置	ゴム支承
支点上補剛材取付	補強部材取付工	鋼材
	高力ボルト本締工	高力ボルト
既設支承防食工	防食工	高機能長耐久性防食テープ
伸縮継手工	遊間充填	バックアップ材、テープ材、プライマー、止水材
排水施設工	水切り設置工	水切り材
	排水管（直管）設置	排水管
	排水管（曲管）設置	排水管
ひび割れ補修工	充てん工法	充てん材
	低圧注入工法	シール材、注入材、注入器具
断面修復工	左官工法	ポリマーセメントモルタル、防錆剤
鋼桁補修工	紫外線硬化型 FRP シート設置	F R P シート
橋梁塗装工	下塗	塗装材料
	中塗	塗装材料
	上塗	塗装材料

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管

理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
新設支承設置	杓座工	鉄筋組立て時
支点上補剛材取付	芯出し調整工	鋼材の腐食・減肉の確認
	鋼桁孔明工	削孔径、削孔位置
	高力ボルト本締め工	現場予備試験 ボルト予備締め後のボルト、ナット、座金及び部材表面にわたるマークのずれ
既設支承防食工	防食工	設置完了後の状況
伸縮継手工	遊間充填	充填状況
ひび割れ補修工	充てん工法 低圧注入工法	施工完了後の状況、空袋確認
断面補修工	左官工法	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態、施工完了後の状況、空袋確認
橋梁塗装工	素地調整 下塗、中塗、上塗	素地の状況、上塗完了後の確認、空袋確認
鋼桁補修工	紫外線硬化型 FRP シート設置	FRPシート設置完了後
足場工	吊足場	補修等の施工前後の状況

第４条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

第５条（品質管理試験）

- 本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
コンクリート	18-8-25BB	スランプ試験	打設前	1 回／日以上
		空気量試験	打設前	1 回／日以上
		圧縮強度試験	打設前	1 回／日以上 (試験 1 回に当り、 1 週・4 週を各 3 個)

2 本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、 試験時期・頻度 等	備考
沓座工	無収縮モルタル	コンステンシー (流下時間)	流下時間：8±2秒	2 回／日以上（午前、 午後各 1 回）
		圧縮強度	材令3日：25N/mm2以上 材令 28 日：45N/mm2 以上	1 回／日以上
断面修復工	ポリマーセメントモルタル	コンクリートとの付着性	1.5N/mm2 以上 施工単位ごと	施工単位毎
		圧縮強度	強度 24N/mm2 以上 施工単位ごと	施工単位毎
		フロー試験	使用材料による管理値 施行日毎	施工単位毎

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市左京区岩倉幡枝町1114番地	設計運搬距離 L = 2.4 km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府伏見区深草扇ヶ原町21番地	設計運搬距離 L = 19.0 km
ケレンかす(防護服及びシート類等含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中宇福吉540番地の6	設計運搬距離 (京都市)～ (神戸市内)

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

- 1 完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末または検査予定日の3週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末または検査予定日の2週間前までに提出すること。
- 2 請負者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 3 出来形数量は、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき、関係書類を提出しなければならない。また、**設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形数量にかかる資料を工期の1.5カ月前までに監督職員に提出すること。**工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督員に報告し、提出期限及び資料内容は監督員の指示に従うこと。
- 4 本工事の完成図（出来形図）については、正確詳細に作成すること。図面については、CADによる製図とし、その他のデータと併せて電子媒体及び紙媒体により、提出するものとする。なお、提出に際して、必ずウイルスチェックを行うものとする。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に

関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1 点の加点とする。

第 5 条（鉛・P C B 等の適正処理）

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平成 2 6 年 5 月 3 0 日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。

2 含有量試験について

塗膜の各有害物質の含有量試験（2022 年 8 月 26 日に実施済み）の結果については、監督員から別途通知する。

3 溶出試験について

各有害物に関する溶出試験を実施すること（ただし、P C B は除く。）。

溶出試験の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 4 8 年環境庁告示 1 3 号）に準ずるものとする。溶出試験の結果は、速やかに監督職員へ報告するとともに、特別管理産業廃棄物の判定基準値（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2）を超過する場合は、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。

4 P C B について

塗膜において、含有試験の結果、P C B 廃棄物の基準値 0.5 mg/kg 以下であるため、P C B 廃棄物に該当しない。

第 6 条（橋梁補修工）

1 ひび割れ補修工

（1） 品質規格

ひびわれ注入材はエポキシ樹脂系材料を標準とし、次表を満足するものでなければならない。注入材の規格は「2 種」を標準とし、ひびわれ進行レベルに応じて、適宜選定し、監督員の承諾を得るものとする。

エポキシ樹脂系ひびわれ注入材の品質規格

項目		単位	1 種	2 種	3 種	試験方法
ひびわれ進行区分		—	進行度 A	進行度 B	進行度 C	—
ひびわれ幅		mm	0.2～5.0	0.2～5.0	0.2～5.0	—
注 入 材 未 硬 化 の	粘度(×10 ⁻³)※	Pa・S	1,000 以下	—	1,000 以下	JIS K 6833
	チキソトロピック係数※注 1)	—	—	4.0±1	—	JIS K 6833
	可使時間※注 2)	min	30 以上	30 以上	30 以上	温度上昇法注 3)
	収縮率	%	3.0 以下	3.0 以下	3.0 以下	JIS A 6024

注入材 硬化した	伸び率		%	—	50 以上	100 以上	JIS K 7161 JIS K 7162
	モルタル 付着強さ	乾燥面	N/mm ²	6 以上	6 以上	6 以上	JIS A 6024
		湿潤面	N/mm ²	3 以上	3 以上	3 以上	JIS A 6024
	付着力耐久性保持率		%	60 以上	60 以上	60 以上	JIS A 6024

ひびわれ進行区分

進行度 A：日変化または温度変化によるひびわれの挙動および構造に起因するひび割れの発生を対象とし、異常なひびわれ幅の進行がないもの。

進行度 B：完全にひびわれの進行が止まった保証が得られない場合。

進行度 C：ひびわれ幅が増加している場合。

注 1) チキソトロピック係数とは液状試料の揺変性の程度を表す。試験方法は JIS K 6833 を準用し、同一ローターでの 2rpm における粘度と 20rpm における粘度の比をチキソトロピック係数とする。

注 2) 機械式注入工法の場合は、可使時間の規定は適用しない。

注 3) 温度上昇法とは、混合物の試料 300g を 500 cc のポリ容器に採取し、試料の中央部に温度計または熱電対温度計を設置し、一定時間ごとに試料の発熱温度を測定する。測定開始時間は混合開始からとする。発熱温度が急激に立ち上がる試料は、その立ち上がり時間の 70% を可使時間とする。発熱温度の急激な立ち上がりのない試料は、最高発熱温度到達時間の 50% を可使時間とする。

※ これらの項目については、施工条件等を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要がないものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

(2) 施行

- ① ひびわれ注入材の取り扱いに際しては安全対策に注意すること。材料の種類によっては溶剤を含むものがあり、火気に対する安全・衛生(換気等)に注意する。エポキシ樹脂等科学反応形の材料には皮膚への刺激等があるので、保護具を使用すること。
- ② ひびわれ注入材の保管は直射日光を避け冷暗所で行うこと。
- ③ 施工時の温度により可使時間が変化するので十分注意すること。可使時間を過ぎた材料は使用してはならない。
- ④ 二液タイプの材料は、主剤と硬化剤の適正な混合量を守り混合攪拌を正しく行うこと。一度混合した材料は残らないよう使い切り、混合する前の使い残したものは密閉して保管する。
- ⑤ ひびわれ注入材が所定の強度を発現するまで、雨水の進入防止、適正な温度管理、衝撃の防止等、適正な養生を行わなければならない。
- ⑥ 施工中に雨のかかる場所での作業は、中止するかシートをかけ養生して行うこと。
- ⑦ ひびわれ注入材は原則として 5 ～ 30℃ の範囲内で使用すること。気温が低下すると硬化が著しく遅くなるので(常温で 1 ～ 2 日養生)、5℃ 以下では必要温度を確保するよう適切な処置を行い施工しなければならない。
- ⑧ コンクリート表面にレイタンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着し、脆弱部があると、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼすことになるため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。
- ⑨ コンクリート表面が濡れて、湿っている場合には、ひびわれシール材の接着性能に悪影響を及ぼ

すことになるため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で８％以下であることを確認しなければならない。

- ⑩ 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- ⑪ 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- ⑫ 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。

2 断面修復工

(1) 品質規格

断面修復材は次表を満足するものでなければならない。

左官工法による断面修復材の品質規格

試験項目	試験体の履歴条件	基準値	試験方法
硬化時間 ※	—	固化時間は１時間以上であること。	JIS R5201
断面修復材の外観(塗装なし)	温冷繰り返し試験後	均一でわれ、はがれ、ふくれのないこと。	JIS A6909
硬化収縮性		硬化収縮率は 0.05%以下であること。また、硬化に伴う発熱による反りかえりが無いこと。	JIS A1129-3
熱膨張性	硬化収縮試験後	断面修復材の熱膨張係数は、 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下であること。	JIS K6911
コンクリートとの付着性	湿潤時	コンクリートと断面修復材との付着強度は 1. 5N/mm ² 以上であること。	JIS A6909
	耐アルカリ試験後		
	温冷繰り返し試験後		
塗装塗膜との付着性	温冷繰り返し試験後	塗膜と断面修復材との付着強度は、1. 0N/mm ² 以上であること。	
圧縮強度	—	強度 24N/mm ² 以上であること。	JIS R5201

※ この条項については、施工条件を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要があるものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

(2) 施工

① モルタル工

使用する材料は、施工時の天候、温度、湿度、修復面の状態、塗り間隔等に適したものでなければならない。

- ② コンクリート表面にレイトランス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたり、脆弱部があると、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は完全に除去しなければならない。
- ③ レイトランスや付着塩分および脆弱部の除去は、一般にディスクサンダーやサンドブラスト等を使用して行い、塵埃の除去にはコンプレッサーで清掃するのが効率的である。
- ④ 油脂類の除去はシンナーで拭き取ることが一般的である。
- ⑤ コンクリート表面が濡れていたり、湿っている場合には、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で８％以下であることを確認しなければならない。
- ⑥ コンクリートの表面温度が 40℃以上であると、表面に塗布した材料が発泡したり、変質したり悪影響を及ぼすことが多いため、40℃以上の場合は作業を中止するか、日光を遮蔽するなどして

4 0℃以下になってからでなければ作業してはならない。

- ⑦ 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- ⑧ 反応硬化(固化)する材料で、可使時間(固化時間または凝固開始時間)を超えた材料は使用してはならない。
- ⑨ 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- ⑩ 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。
- ⑪ 断面修復部においては、ハツリ端部の形状がフェザーエッジとならないよう 10 mm程度のカッター目地を入れた後にハツリ作業を行うものとする。

3 鉄筋防錆材

(1) 品質規格

防錆処理材の規格は次表を満足するものでなければならない。

要求性能	試験項目		基準値	試験方法
防錆性	防 せい 性 試 験	処理部	防せい率 50%以上	鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準(案) ^{注1} を標準
		未処理部	防せい率 -10%以上	
鉄筋との付着性	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上	
コンクリートとの付着性	耐アルカリ性		塗膜に異常が認められないこと	

注1) 日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説付1.3。

(2) 施工

ワイヤーブラシやサンドブラスト等で錆落としをした鉄筋は発錆しやすい状態にあるため、錆落とし後2時間以内を目途に鉄筋防錆材を塗布しなければならない。

また、使用する鉄筋防錆剤に適した使用方法で施工し、均一に塗布しなければならない。

4 新設支承設置

(1) 品質規格

沓座工における無収縮モルタルの規格は次表を満足するものでなければならない。

項目	規格値	試験方法
コンステンシー (流下時間)	セメント系：8±2 秒	JSCE-F541
ブリーディング	練り混ぜ2 時間後：2%以下	JIS A 1123
凝結時間	開始：1 時間以上 終結：10 時間以内	JIS R 5201-9
膨張収縮率	材令 7 日で収縮なし	JIS A 1129
圧縮強度	材令 3 日：25N/mm ² 以上 材令 28 日：45N/mm ² 以上	供試体 径 5cm×高さ 10cm JIS A 1108
付着強度	材令 28 日：3N/mm ² 以上	JSCE-G503

(2) 施工

- 1) コンクリートの表面のレイタンス層、どろ、既設コンクリートの浮き等を取り除き極端な凹凸は取り除かなければならない。
- 2) 施工に先立ち、コンクリートの表面は湿潤に保つような措置を講じておかなければならない。
- 3) モルタル打設直前には、ウェス等で余分な水分を取り除かなければならない。
- 4) 型枠はモルタル打設中に動かぬよう、確実に堅固に組み立てなければならない。また、モルタルが漏れぬよう必要な対策を行わなければならない。
- 5) 無収縮モルタル材料は、袋単位で使用するものとする。
- 6) 練り混ぜは攪拌羽根が回転するタイプのモルタルミキサを使用することを原則とし、手練にて混ぜてはならない。
- 7) 材料のミキサへの投入は、まず使用水量の全量を投入し、次に攪拌しながら気配合のモルタルを投入しモルタルが均一になるように2分間以上練り混ぜるものとする。
- 8) 練り混ぜた無収縮モルタルの温度は、10℃以下もしくは30℃以上になってはならない。
- 9) 無収縮モルタルの温度が、10℃以下になる場合は、使用水に温水（30℃以下）を用い、また、30℃以上になる場合は、冷水を用いるなどの措置を講ずるものとする。
- 10) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後20分以内に打設しなければならない。
- 11) 打設完了後、2日間無収縮モルタルの表面は湿潤状態に保ち養生するものとする。なお、寒中工事等で注入したモルタルが凍結する恐れがある場合、又は暑中工事などで直射日光や風の影響をうける場合は、これを防止するための適切な措置を講ずるものとする。
- 12) 注入施工した無収縮モルタルが硬化したことを確認した上で、型枠を取り外すものとする。

4 橋梁塗装工

- (1) 現場塗装部については『鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)』((社)日本道路協会)に従うこと。
- (2) 塗装仕様の品質管理については監督職員の指示に従うこと。
- (3) 現場塗装の状況が資料で確認できるように、周辺の環境の記録の塗装時間等の現場塗装の記録、写真を提出すること。
- (4) 足場上方の空き部分の養生等により、ケレンダストの飛散防止対策を十分に行うこと。
- (5) ケレン後は、ケレン全箇所について腐食等に伴う鋼材の減肉や断面欠損等の有無や損傷量を調書に整理し、監督職員に報告し、確認を得ること。鋼材の減肉や断面欠損等が確認された場合は、補修補強の要否や方法等について、監督職員と協議すること。
- (6) 足場上方の空き部分の養生等、塗料の飛散防止対策を十分に行うこと。
- (7) 現場塗装(下塗、中塗)後は塗膜厚等、監督職員の確認を得ること。
- (8) 塗装を行うにあたり支障となる占用物件がある場合は、工事施工計画時より占用者と綿密に協議、調整を行い、必要な処置を行うこと。

第7条 (工事の徹底周知)

- 1 請負者は、工事着手2週間前を目途として工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。

- 2 請負者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のチラシを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。また、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように勤めるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって請負者において処理するものとする。
- 3 上記チラシ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。
- 4 配布先については、監督職員と協議すること。

第8条（その他特記事項）

- 1 請負契約決定後直ちに本市担当職員(以下監督職員という)に連絡し着工日の指示を受けるとともに、着工までに施工計画をたてて監督職員の承認を受けること。
- 2 工事関係車両を長時間、現場付近及び沿道に待機させてはならない。
- 3 本工事施工期間中、現場代理人は昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 4 本工事の施工に伴い、占用企業者とは、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 5 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがあるため、注意しておこなうこと。また、工事より問題が発生した場合は請負者の責において対応し、監督員に報告すること。
- 6 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者工事と本工事とが影響する場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 工事に支障となる添架物または障害物がある場合は、関係機関と協議し、撤去または移設しなければならない。添架物の施工中の養生方法については、施工者の責において占用企業者と十分に調整すること。また、関係機関との協議に必要な資料を作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 9 本工事着手に伴い、河川管理者等との協議に必要な資料について、事前に作成し、協議により了解を得てから施工を実施すること。
- 10 請負者は、施工に際して民有又は官有の施設を破損した場合は、請負者の費用負担で現状に復旧しなければならない。
- 11 道路の規制については、関係機関等と十分協議のうえ、規制計画を策定すること。歩行者、自転車等の安全に十分配慮して計画すること。
- 12 本工事において、交通供用状態下での既設部材に対して補修・補強を行うため、作業手順に留意し、第三者災害が生じないように十分な安全対策を図ること。
- 13 施工前に躯体の実寸法等を測定し、設計図面との相違を確認すること。相違がある場合、実寸法を正として、設計に反映させなければならないため、監督員と協議を行うこと。

位置図



1 / 5000



本工事施工箇所

橋梁名：二の瀬橋（新二ノ瀬橋）
 場 所：京都市左京区鞍馬二ノ瀬町地内
 路線名：一般市道 二ノ瀬市原線
 交差物：一級河川 鞍馬川